

XVIII. 管楽器と打楽器

(表 1 8)

A 管楽器

1 8 - 1

管楽器は標準的な記号すべてと、管楽器特有の意味を持つ記号を使用する。

表 1 8 A の記号

∴	音符の上か下に付いている 0 の文字
∴∴	音符の上か下に付いているプラス記号

表 1 6 C の記号

∴∴	ハーフブレス	∴∴∴	フルブレス
----	--------	-----	-------

1 8 - 2

0 の文字はオープンな音色を意味し、しばしば奏者に弱音器をはずすか、弱音器のつかない音色に調整するよう指示するものである。
この記号は、一般的に音符の後に記す。

1 8 - 3

プラス記号は通常、弱音器を付ける場所や、弱音器の付いた音色にする場所を示している。この記号は国の違いによって、音符の前か後に記す。

1 8 - 4

墨字の息つき記号には、コンマ、二重の斜線、その他いろいろな記号がある。いくつかの出版物では、コンマはフルブレスであり、他の出版物ではハーフブレスを意味している。他の記号に関しても同様である。
点訳者は可能ならば、どのような意味で使われているのかをはっきりさせるべきであり、墨字の記号の形を点字でどう表示したかを説明する、点訳者の注意書きを付けるべきである。

1 8 - 5

息つき記号は、息つきをする場所に記し、次の音には音列記号は必要ない。

例 18-5 (チューバの独奏)

Braille musical notation for tuba solo, consisting of three lines of dots and a corresponding musical staff with notes and rests.

18-6

移調楽器のパートは、墨字ページに書かれているピッチで点訳する。
アンサンブルや鍵盤楽器の伴奏が付いている場合、それぞれのパートには違う調号が付くことになる。調号は各パラレルや各段落の初めに記すべきである。

例 18-6

Braille musical notation for a piece in 3/4 time, consisting of three lines of dots.

Musical score for piano, marked "Andantino", showing a melody in the right hand and accompaniment in the left hand.

18-7

管楽器音楽に重音が出てきた時は、音程法か部分け法かを、その国のやり方によって使用する。

18-8

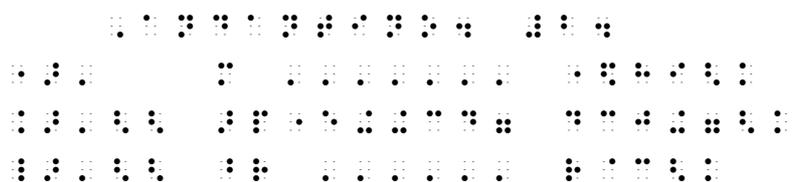
“a 2” や “solo” のような指示は、墨字にあるように表すべきである。

18-9

伴奏部は別に点訳され、下の例のように通常はソロパートのアウトラインを記すか、あるいは例18-6のようにソロパートを全て書く。

どちらの例も、同じ墨字譜からの点訳である。

例18-9

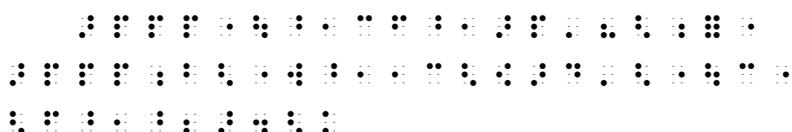


18-10

一般的ではない現代音楽記譜法については、必要に応じて、XIII章の「現代音楽の表記法」を参照せよ。

例18-10は現代曲であるが、32分音符のトレモロ記譜法は標準的なものである。これは奏者にフラッター奏法を指示している。可能な限り標準的な記譜法を使うこと。

例18-10 (拍子記号なし)



B. 打楽器

18-11

ベルや木琴、ハープのような旋律的な打楽器には、標準の楽譜点訳表記法が使われる。

18-12

旋律的ではない打楽器の墨字譜は、通常下記の2つの方法のどちらかで書

かれている。打楽器の譜表に使われている線の数などの、墨字における表示方法の詳細などを示す注意書きを、記すべきである。

- (1) 一人の奏者が複数の楽器を奏するために、五線に音符が書かれている。各々違う音符は、違う楽器を表している。
奏者が1つか、あるいは同時にたくさんの楽器を“打つ”かどうかによって、音符は旋律的に、あるいは和音のようにアレンジされている。
- (2) 音符が五本線の譜表に書かれていない。
拍子と音価は示されているが、音符は一本の横線に書かれるか、時には2、3本の横線に書かれている。

1 8 - 1 3

旋律的ではない打楽器のための五線譜には、拍子、音価、強弱や演奏上の細かい点が書かれている。これには通常、普通の音部記号は書かれていない。点字譜においては、音符はへ音記号で書かれているかのように記す。その他の演奏上の細かい点は、標準のやり方で点訳する。部分けや音程法が使われ、音程は普通連続で使われる。

例 1 8 - 1 3 は、2つのトム・トムのためのソロからのものである。

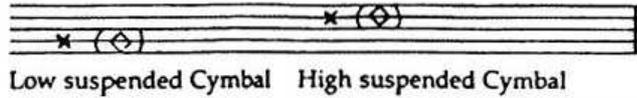
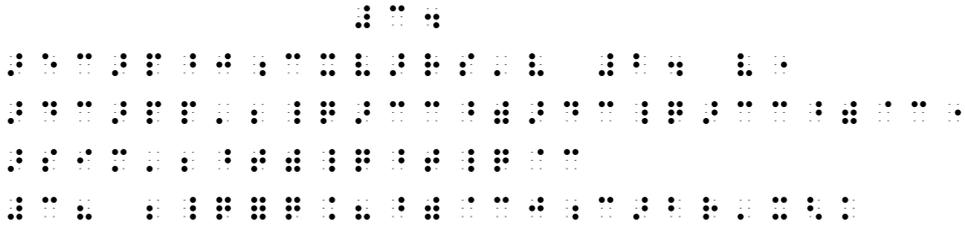
例 1 8 - 1 3

表 1 8 B の記号

⋮ 右手 ⋮ 左手

1 8 - 1 4

墨字での R や L の文字は、普通右手あるいは左手を表す。点字では、打楽器の手記号は音符の後に付き、指記号のように扱われる。例 1 8 - 1 4 は、スネア・ドラムのための練習曲からである。



	reverse end of rattan sticks		on dome of cymbal
	brushes		on center of cymbal
			on edge of cymbal



低くつるしたシンバル

藤のスティックの反対の端
ブラシ

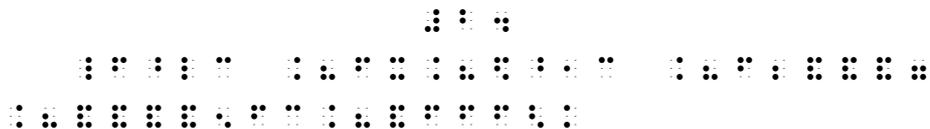
高くつるしたシンバル

シンバルの膨らんだ上を
シンバルの中央を
シンバルの端を

18-17

打楽器奏者は“フラム”や“ロール”という言葉や、鍵盤楽器音楽とは違う用語を使用する。しかし、墨字の表記法は、鍵盤楽器音楽と同じようになされている。例18-17はドラムのソロであるが、フラム（短い前打音）とロール（16分音符や32分音符の繰り返し）が使われている。このタイプの打楽器音楽は、墨字では譜表か一本の線に書かれている。

例18-17



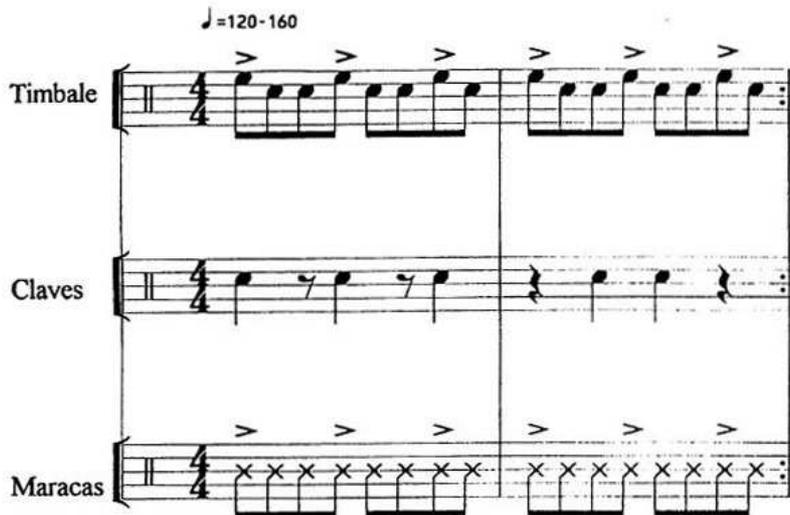
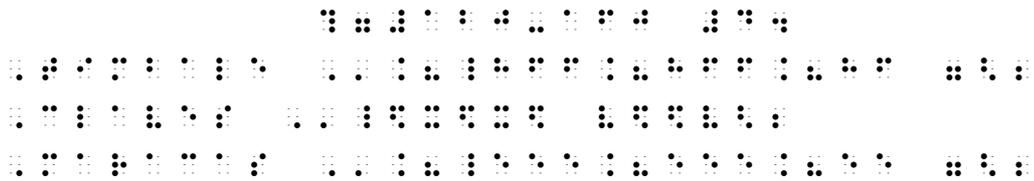


1 8 - 1 8

墨字で、どの音符はどの楽器で奏されるのか、という説明がある時は、点字にそのことを記すべきで、例 1 8 - 1 8 のように点訳することが出来る。

1つの譜表にいくつかのパートがある時は、それらは一人の奏者で演奏され、和音や部分けを使って点訳される。複数のパートが別々の譜表に書かれている時は、別々に点訳する。

例 1 8 - 1 8



1 8 - 1 9

一本の線上に音符が書かれている場合には、音価を伴った単一の音を使用する。通常ドの音が使われ、レの音も時に使われる。

又、下記のように他の音が選ばれることもある。

18-20

一本の線に書かれている例18-20においては、符尾の方向によって楽器が違う事を示している。スモールドラムの音符は全て符尾が下を向き、トライアングルの音符は符尾が上を向いている。

墨字では、初めに楽器の区別をつけておき、曲のあとの部分は符尾の方向で区別が付く。点字においては、ある音符をドラム用に割り当て、違う音符をトライアングルに割り当てる。

例18-20

⠠⠠⠠⠠ ⠠⠠⠠⠠⠠ ⠠⠠⠠⠠⠠

⠠⠠⠠⠠ ⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠

⠠⠠⠠

⠠⠠⠠⠠ ⠠ ⠠⠠⠠⠠ ⠠ ⠠⠠⠠⠠⠠ ⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠

